

令和7年度 集落営農連携促進等事業 パンフレット

令和7年4月

農林水産省

1 事業の目的

近年、集落営農の構成員の高齢化や減少が進み、組織の弱体化が懸念されている。このような状況の中で、地域農業において重要な役割を担う集落営農の維持・発展のために経営基盤が強い集落営農を核とした連携・合併による広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を総合的に支援する。

2 助成対象者

①集落営農（※1）

②集落営農が主たる構成員となった連携組織（ただし、連携組織設立が平成27年1月1日以降であること）

③都道府県知事が集落営農として認める農業生産組織

※1「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織（「農業用機械の共同所有のみ」「栽培協定又は用排水の管理のみ」の組織を除く）

※2 令和4～6年度集落営農活性化プロジェクト促進事業で事業を実施した者は、対象外。

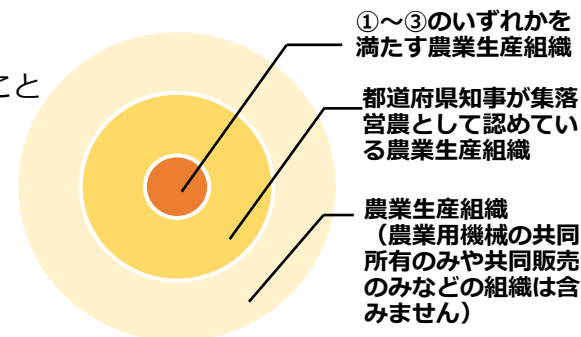
①・②の要件

- ・規約・定款があること
- ・集落営農が、地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けられることが確実であること
- ・連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること

③の要件

- ・規約・定款があること
- ・農業生産組織が、地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けられることが確実であること
- ・都道府県知事が集落営農として認めている農業生産組織のうち以下の要件を満たしていること

- ① 集落の耕種別農地面積の概ね過半の面積を集積している（又は見込みがある）組織
- ② 目標地図に位置付けられている農業者の概ね過半の農家が参加している組織
- ③ 集落又は目標地図に位置付けられている農業者のうち耕種別で概ね過半の農家が参加している組織



3 支援対象となる取組及び補助率

以下の取組から選択。取組の年次的な進捗に応じ集落ビジョンで設定した目標年度まで上限1,000万円を支援。

取組内容	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定※1	集落ビジョン策定のために直接必要な経費（旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等）であること	定額
2 集落ビジョンの実現に向けた取組		
（1）中核となる若者等の雇用※2	①給料又は報酬 ②各種手当、社会保険料等	定額 （上限100万円/年 最大3年）
（2）収益力の柱となる経営部門の確立	①高収益作物の試験栽培 ②加工品の試作 ③販路開拓 ④その他（収益力の向上につながる取組）	定額 ※①は1集落ビジョン等 当たり（最長）3年間で 2作物（1作物当たり 30a上限）まで対象
（3）組織の法人化	法人化に係る経費	定額 （25万円）
（4）共同利用機械等の導入	取得金額が50万円以上の共同利用機械等（中古を含む）	1 / 2 以内

※1 集落ビジョンの策定は必須（補助金の活用は任意）

※2 中核となる若者等との間で集落ビジョン又は集落ビジョン承認前の直近の総会等で承認された助成対象者の事業計画に基づいて締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。

4 集落ビジョンについて

集落営農等は、継続的な発展のための体制の確立や収益力の向上等の取組に先立ち、集落ビジョンを策定。

○集落ビジョンの記載事項

- 1 現状及び課題
- 2 連携・合併に向けた方針
- 3 成果目標等（年次的な取組計画）
 - （1）連携・合併による生産・販売体制等の確立
 - （2）継続的な発展のための体制の確立
 - （3）継続的な発展のための収益性の改善
 - （4）その他の取組
- 4 行政・関係機関等のサポート

5 成果目標について

必須目標、選択目標 1 及び選択目標 2 からそれぞれ 1 つ以上成果目標を設定

- ✓ 原則として、助成対象者が本事業で行う取組内容に即して設定するものとする。
- ✓ 目標ポイントで加点した項目（申請時点で達成している項目を除く。ただし、必須目標を除く。）はすべて成果目標として設定。

	目標項目	目標水準	新設
必須目標	1 連携・合併による生産・販売体制等の確立 ※（１）～（３）のいずれかを選択		
	（１）連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む		
	（２）規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む		
	（３）規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む		
選択目標 1	2 継続的な発展のための体制の確立 ※（１）～（５）から 1 つ以上選択		
	（１）人材の確保	常時雇用者の増加	
	（２）人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定	
	（３）円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーター増加	
	（４）農地の集積	利用権設定等（農作業の受託を含む。）の面積拡大	
	（５）経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAP認証の取得	
選択目標 2	3 継続的な発展のための収益性の改善 ※（１）～（４）から 1 つ以上選択		
	（１）事業の周年化	周年作業体系の確立	
	（２）高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額増加	
	（３）加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額増加	
	（４）農作業の省力化	基幹作業の労働時間削減	

6 ポイント基準について

(1) 将来像が明確化された地域計画策定ポイント

項目	点数	運用
将来像が明確化された地域計画が策定されていること	5 点	以下の①及び②の条件を満たす地域計画の場合、加点可能です。 ①目標集積率 (= 地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」) ・原則 8 割以上 ・都府県の間・山間農業地域の場合： 現状の集積区分に応じ次のとおり ✓ 現状集積率 5 割未満 ⇒ 目標集積率が 6 割以上 ✓ 現状集積率 5 割以上 6 割未満 ⇒ 現状集積率から 10 ポイント以上増加 ✓ 現状集積率 6 割以上 ⇒ 目標集積率が 6 割以上 ※目標集積率が現状値よりも減少しないこと。 ②受け手不在農地の割合 (= 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合) ・都市的地域・平地農業地域の場合： 1 割未満 ・中間・山間農業地域の場合： 2 割未満

(2) 目標ポイント

1 連携・合併による生産・販売体制等の確立（(1)～(3)のいずれかで加点）

項目	点数	運用
(1) 目標年度までに連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む	5 点	申請時点で左記に取り組んでいる場合もポイント加算可能です。 なお、目標年度までに取り組む場合、すでに取り組んでいる場合も成果目標の設定が必要です。 ✓ すでに連携・合併に取り組んでいる場合、連携・合併の取組開始時期に制限は設けませんが、その取組を発展させることを要件として成果目標を設定してください。 ✓ ただし、連携・合併組織設立を成果目標として設定する場合は、平成27年以降に設立された組織を対象とします。 ✓ 連携・合併に該当するか不明な場合は、ご相談ください。
(2) 目標年度までに規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む	3 点	
(3) 目標年度までに規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む	1 点	

2 継続的な発展のための体制の確立

項目		点数	運用
(1) 人材の確保	目標年度までに常時雇用者（年間7ヶ月以上雇用される者）を増加させる	5点	✓ アルバイトとして雇用している者を正規の従業員とする場合は、すでに雇用契約を締結していると考えられるため、「中核となる若者等の雇用」の補助対象となりません。 ✓ 年齢要件等はありませんが、目標年度以降も雇用契約等により集落営農の中核的な人材として活動していくことを目指す高い意欲がある者をいいます。
(2) 人材の育成	目標年度までに雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画を策定する。	3点	申請時点で左記に取り組んでいる場合もポイント加算可能です。 ✓ 人材育成計画とは、雇用した人材のキャリアアップに関する計画です。具体的には「農業経営者における『雇用就農者のキャリアアップ』計画書」を想定しています。以下のHPをご参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/170411.html
(3) 円滑な世代交代	目標年度までに構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。	3点	
(4) 農地の集積	目標年度までに利用権設定等の面積を拡大する。		✓ 事業実施地区における利用権設定等の面積割合の計算式は以下のとおりです。
	(ア) 事業実施地区における利用権設定等の面積割合		
	都市的地域又は平地農業地域	中山間農業地域	
	8割以上	6割以上	5点
	6割以上	4割以上	3点
	4割以上	2割以上	1点
	(イ) 現状と比較した助成対象者における利用権設定等の面積の拡大率		✓ 現状と比較した助成対象者における利用権設定等の面積の拡大率の計算式は以下のとおりです。
	2.0倍以上	5点	
	1.5倍以上	3点	
	1.2倍以上	1点	✓ この場合の現状は令和6年度データ（令和6年度のデータがない場合は令和5年度データ）を用いてください。

目標年度に見込んでいる利用権設定等の面積
(助成対象者のみ)

事業実施地区（＝地域計画）の農用地等面積
(助成対象者以外も含む)

目標年度に見込んでいる利用権設定等の面積
(助成対象者のみ)

現状の利用権設定等の面積
(助成対象者のみ)

(5) 経営の高度化 ※最大4点まで	目標年度までに法人化する	2点	申請時点で左記に取り組んでいる場合もポイント加算可能です。 対象のGAPは ✓ GLOBAL G.A.P ✓ ASIA GAP ✓ JGAP を想定しています。
	目標年度までに就業規則を策定する		
	目標年度までに複式簿記を導入する		
	目標年度までにGAP認証を取得する		

3 継続的な発展のための収益性の改善

項目		点数	運用
(1) 事業の周年化	目標年度までに周年作業体系を確立する	5点	申請時点で左記に取り組んでいる場合もポイント加算可能です。 ✓ 農業以外の加工業等に取り組み、周年で雇用体制がとれる場合もポイント加算可能です。
(2) 高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額を増加させる		高収益作物等の販売額の増加に応じて加点します。 ✓ 高収益作物は、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物とし、主に野菜、花き、花木及び果樹に該当する作物とします。
	250万円以上	5点	
	200万円以上	4点	
	150万円以上	3点	
	100万円以上	2点	
	50万円以上	1点	
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額を増加させる		加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点します。 【加工品について】 ✓ 助成対象者が生産した農産物を使用し、加工することを原則としますが、助成対象者が行う農業経営と一時的な関連を持ち、農業生産の安定・発展に役立つものであれば、他社から仕入れた農産物の加工品の販売額を含めることも可能です。 ✓ コメの精米等は加工に含みません。 【直売等について】 ✓ 栽培した飼料作物を畜産農家へ直接販売する場合は該当しません。
	250万円以上	5点	
	200万円以上	4点	
	150万円以上	3点	
	100万円以上	2点	
	50万円以上	1点	

(4) 農作業の省力化	目標年度までに基幹作業（耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等）の労働時間を削減させる		現状と比較した労働時間の削減率に応じて加点します。 目標年度の経営体全体の（基幹作業の）労働時間 － 現状の経営体全体の（基幹作業の）労働時間 現状の経営体全体の（基幹作業の）労働時間 ✓ 基幹作業の労働時間が算定できない場合は、経営体全体の労働時間で算定することが可能です。また、経営面積が拡大する場合、経営体全体の労働時間で比較することは難しいため、10a当たりの労働時間の削減率とすることも可能です。
	20%以上	5点	
	15%以上	4点	
	10%以上	3点	
	6%以上	2点	
	2%以上	1点	

(3) 付加ポイント

項目		点数	運用
(1) リスクへの備え	農業版BCPを策定している、又は収入保険等に加入している	1点	申請時点で左記に取り組んでいる場合、ポイント加算可能です。 ✓ 収入保険のほか農業共済への加入も該当します。
(2) 環境への配慮	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	2点	申請時点で左記に取り組んでいる場合、ポイント加算可能です。 (1点又は2点のいずれかのみ)
	化学農薬や化学肥料の削減を行っている	1点	
(3) 輸出の取組	フラッグシップ輸出産地に参画している	2点	申請時点で左記に取り組んでいる場合、ポイント加算可能です。 (1点又は2点のいずれかのみ) ✓ 助成対象者が属する団体等がフラッグシップ輸出産地として認定されている場合、ポイント加算可能です。
	既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている	1点	申請時点で左記に取り組んでいる場合、ポイント加算可能です。 (1点又は2点のいずれかのみ) ✓ 助成対象者が属する団体等が輸出事業計画を作成し認定されている場合、ポイント加算可能です。

(4) 都道府県ポイント

項目		点数	運用
都道府県 加算ポイント	前年度の助成対象者の実績等を踏まえ、都道府県ポイントを加算（取組初年度を除く）		令和7年度においては、全助成対象者が取組初年度のため加点不可となります。
	8割以上達成	5点	
	6割以上達成	3点	
	4割以上達成	2点	
	2割以上達成	1点	

7 採択方法について

採択については、以下のとおりとし予算の範囲内において決定します。

① **集落ビジョンのみを要望する場合**

✓ 要望額について配分。

② **集落ビジョン以外を要望する場合**

✓ (別紙5) ポイント基準をもとに「基礎ポイント」を算定

✓ 基礎ポイントを補助金の投入効率を示す指標に換算 (= 採択ポイント)

【採択ポイント =

基礎ポイント ÷ 支援計画に記載された令和7年度の補助金額】

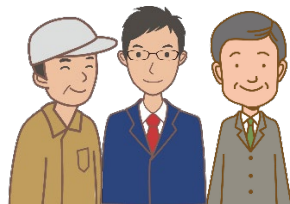
**集落営農活性化プロジェクト促進事業と
異なります**

8 行政・関係機関等のサポートについて

- ✓ 集落ビジョンの策定及びビジョンの実行にあたっては、都道府県が主たる構成員となり、市町村、JA等の関係機関等が参画したサポート体制を構築（既存の組織も活用可能）。
- ✓ サポートに係る以下の経費を定額で支援（農業経営・就農サポート推進事業の伴走型支援も活用可能）。

行政・関係機関等のサポート

- ・ 集落営農の経営状況等の分析
- ・ 取組の提案
- ・ 話合いのサポート
- ・ 連携先の紹介
- ・ 栽培技術等の指導 等



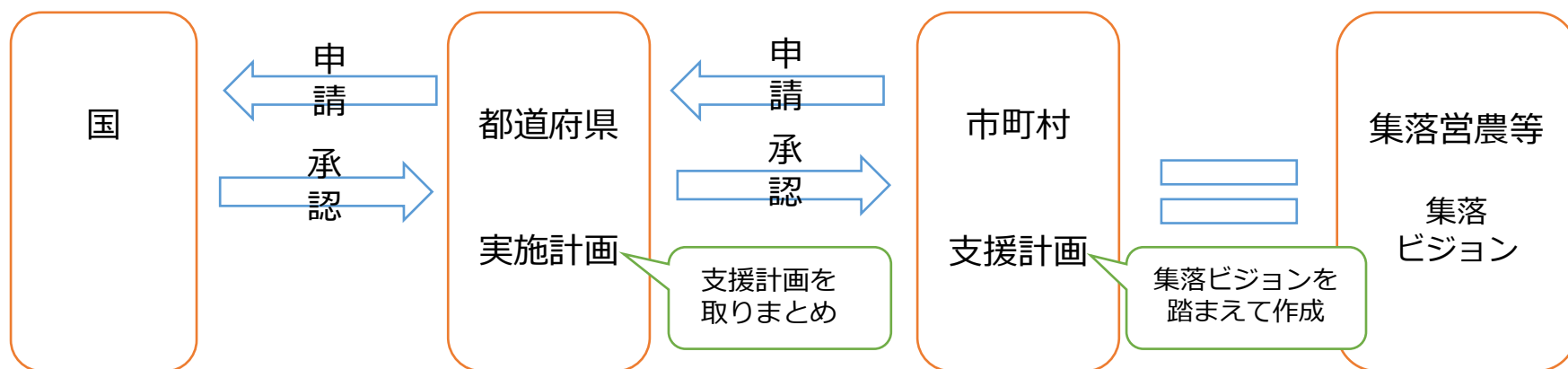
普及組織、市町村、JA等

支援対象となる経費（都道府県・市町村：定額）

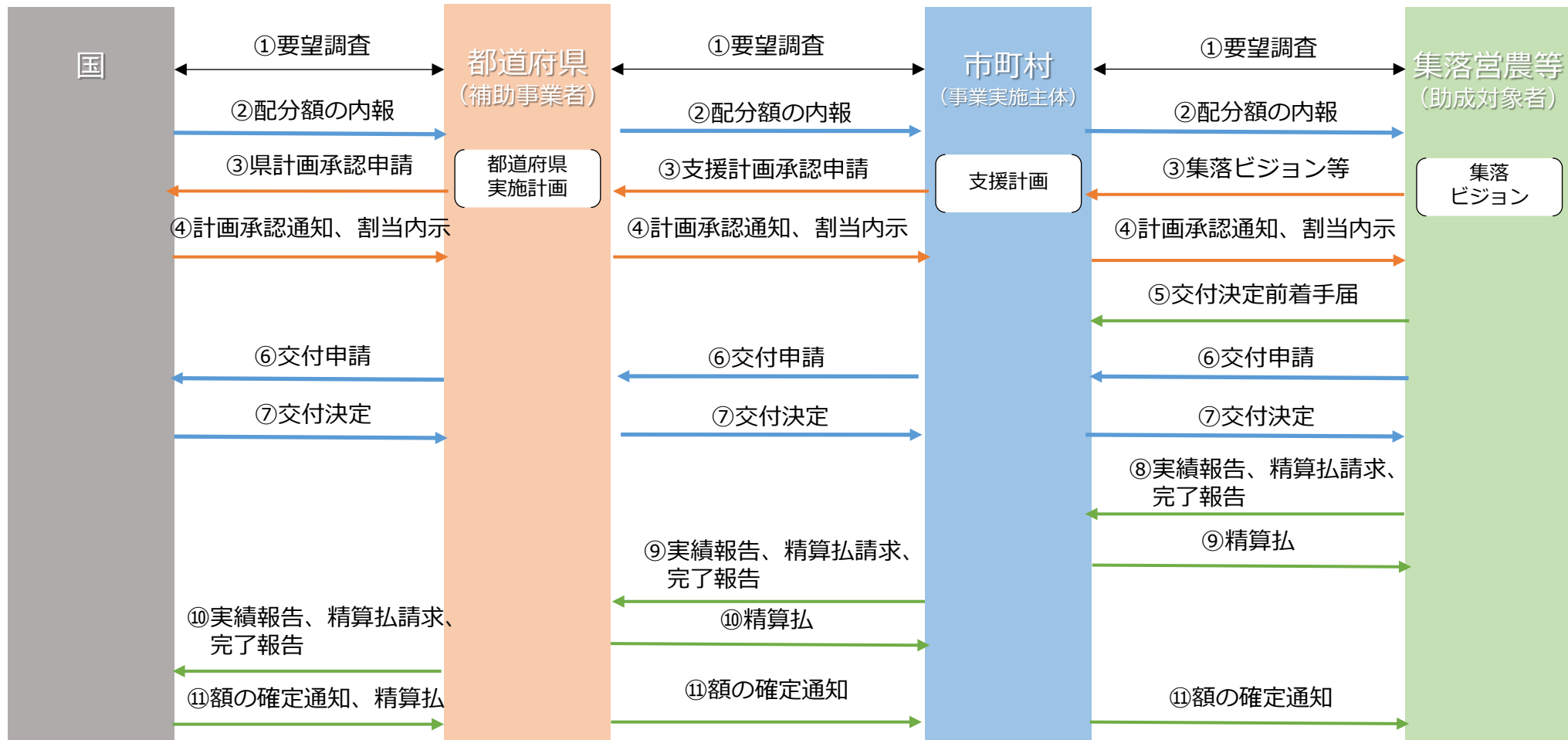
- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| ①給料（非常勤職員） | ②報酬 | ③職員手当等 |
| ④旅費 | ⑤共済費 | ⑥報償費（謝金） |
| ⑦需用費（消耗品等） | ⑧役務費 | ⑨使用料及び賃借料 |
| ⑩備品購入費 | ⑪委託料（都道府県のみ） | |

市町村及び都道府県の手続きについて

- ✓ 市町村は、関係機関のサポートにより作成された集落ビジョンを踏まえて集落営農等支援計画を作成し、都道府県に申請
- ✓ 都道府県は、市町村が作成する支援計画を取りまとめた都道府県事業実施計画を作成し、国に申請
- ✓ 都道府県は国から承認されたら、速やかに市町村に対して承認された旨を通知



10 手続きフローについて



11 お問い合わせ先

本事業による集落営農等への支援は市町村を通じて行われます。
本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は
以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

農林水産省	経営局 経営政策課	03-6744-0576（直通）	
北海道農政事務所	生産経営産業部 担い手育成課	011-330-8809（直通）	北海道
東北農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	022-263-1111（内線4070・4113）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	048-600-0600（内線3810・3811）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	076-263-2161（内線3915）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	052-201-7271（内線2443、3124）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	075-414-9017（直通）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	086-224-4511（内線2184・2183）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営・事業支援部 担い手育成課	096-211-9111（内線4317）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 経営課	098-866-0031（内線83282）	沖縄県